

令和7年7月25日

駆動補助機付自転車等の型式認定試験の受付等について

公益財団法人日本交通管理技術協会（以下「管技協」といいます。）が行う「駆動補助機付自転車」、「駆動補助機付自転車及び普通自転車並びに原動機を用いる歩行補助車等（道路交通法施行令第1条第2号に規定するもの）」及び「駆動補助機付自転車及び普通自転車」（以下「駆動補助機付自転車等」といいます。）の型式認定試験については、近時申込数が増加しており、申込数が型式認定試験実施可能数を上回る場合には抽選が実施されていることから、抽選結果によっては型式認定試験の受験まで一定期間お待ちいただく状況が生じています。そこで、このような申込数の増加に伴う型式認定試験の実施待ちを解消するため、型式認定試験の実施可能数を増やすことを目的として、以下のとおり、従来測定試験の前に行っていたアシスト比率の調整作業を測定試験から分離するなどの見直しを行うことといたしました。

1 管技協における受付

型式認定試験の受付は、管技協に対して、公益財団法人日本交通管理技術協会型式認定試験規程（以下「試験規程」といいます。）別記様式第1号（第6条第1項関係）に定める試験依頼書並びに①諸元表、②外観図、③構造図、④製作又は組み立て方法の概要、⑤品質管理の概要及び品質保証体制、⑥取扱に関する説明書、⑦改造の容易でない構造に関する説明書、⑧普通自転車部品構成表、⑨測定試験のために必要な部品成績書等（注1）及び⑩その他情報（駆動補助に係る走行モードの数・名称、前ギアの段数及び最大歯数、後ギアの段数、内装外装の別及び最小歯数、前輪タイヤのサイズ及び最大空気圧、後輪タイヤのサイズ及び最大空気圧並びに駆動補助比率が最大となる走行モードの名称及びギアの段数）（以下書類は丸数字で示します。）が提出（注2、3）され、公益財団法人日本交通管理技術協会手数料規程別表第4（第5条関係）に定める型式認定試験手数料が納入され、管技協において不備がないことを確認した場合に行います。

ただし、⑥、⑧及び⑨の書類については、一部に準備できていない書類がある場合には、型式認定試験の申込時に提出することは要しませんので、

測定試験の前日までの間のできる限り早い時期に、⑥、⑧及び⑨の書類をすべて準備の上、一括して提出してください。測定試験の前日までに準備できない書類がある場合には、測定試験の前日に、当該準備できない書類を除く書類を一括して提出してください。

申込は随時受けます。なお、受付後に型式認定試験の申込を撤回した場合であっても、型式認定試験手数料は返還しませんのでご注意ください。

注1 測定試験のために必要な部品成績書等は次のとおりです。外国語で記載されている場合には、日本語訳を添付してください。

a フレーム、b 前フォーク、c サドル、d 前ハブ、e 後ハブ、f スポーク、g リム、h タイヤ、i チューブ、j ギア、k クランク、l ペダル、m チェーン、n フリーホイール、o 前ブレーキ、p 後ブレーキ、q ハンドル、r にぎり、s 反射器又は尾灯、t 警音器、u 前照灯*、v 錠*、w モード等データ（アシストのモード及びギアの段数が複数ある場合に駆動補助比率が最大となるモード及びギアの段数を確認することができる駆動補助比率計測データ又はそれに代わる書類）*

注2 提出は、試験依頼書は紙により、①から⑩の書類は次の要領で作成したPDF形式の電磁的記録（以下「PDF」といいます。）で行います。

- ファイル名は「型式名プラス書類の名称（1記載の丸数字を含む）」とする（プラスは表記しない。字間を開けないで続けて表記する。以下ホルダー名についても同じ。）。

（例：kangikyo01r ①諸元表）

ただし、⑨については書類の名称を「⑨成績書等」とし、更に各部品等の名称（注1記載のアルファベット（小文字全角）を含む。）を加える。

（例：kangikyo01r ⑨成績書等 a フレーム）

- 各ファイルは次に示すホルダーにまとめる。
 - ▷ ①～③及び⑩を1つのホルダーにまとめ、ホルダー名は「企業名プラス型式名プラス1諸元表等」とする（ホルダーの企業名は日本語又は英語表記。文書名の数字は全角。以下同じ。）。

（例：株式会社管技協 kangikyo01r 1 諸元表等）

- ▷ ④、⑤及び⑦を1つのホルダーにまとめ、ホルダー名は「企業名プラス型式名プラス2 製作等・改造防止」（「・」は全角）とする。

(例：株式会社管技協 kangikyo01r 2 製作等・改造防止)

▷ ⑥を1つのホルダーに入れ、ホルダー名は「企業名プラス型式名プラス3取説」とする。

(例：株式会社管技協 kangikyo01r 3 取説)

▷ ⑧及び⑨を1つのホルダーにまとめ、ホルダー名は「企業名プラス型式名プラス4成績書等」とする。

(例：株式会社管技協 kangikyo01r 4 成績書等)

注3 普通自転車に該当しない場合には、普通自転車部品構成表及び普通自転車に係る部品成績書の提出は要しません。また、注1の*の付いた成績書等については該当がない場合は提出を要しません。

2 車両検における受付

管技協が一般財団法人日本車両検査協会（以下「車両検」といいます。）に委託して行っている型式認定試験に係る駆動補助比率、制動性能、構成部品の構造及び性能等の試験（以下「測定試験」といいます。）については、車両検に対して、管技協が型式認定試験の受付をした後に申し込んでください。車両検においては、管技協の受付がなされていない場合には測定試験の申込を受けません。申込は随時受けますが、日程の指定は、当該測定試験を対象とする歩行補助車等（2号）、駆動補助機付自転車及び普通自転車試験審査委員会（以下「試験審査委員会」といいます。）の概ね2ヶ月前（後述する経過措置が終了するまではこの限りではありません）でご注意ください。また、受け付けた型式数等が多数に渡る場合は2ヶ月前より更に早い時期になることがあります。）に行い、その際にすべての申込に日程の指定が行えない場合の優先順位は、申込順（書類がすべて整っているもの）とします。

測定試験は、日程の指定から概ね2週間後以降から開始されることになりますので、受験の準備をしておいてください。なお、測定試験とは別に受け付けることとしていますが、車両検における駆動補助比率の調整の日程は、測定試験を指定した日以外の日であって、原則として次回の試験審査委員会の概ね2週間後までの間になります（詳細は車両検においてお知らせします。）。

3 測定試験の方法

測定試験は、車両検が日程調整を行った上で指定した日時に行います。

測定試験の当日には、車両検に対して、対象となる駆動補助機付自転車等並びに紙により、①から③及び⑥から⑩の書類を提出してください。

測定試験の結果が型式認定基準（以下「基準」といいます。）を満たさなかった場合（測定試験の対象となる駆動補助機付自転車等が提出されない場合、付いている部品と部品成績書記載の部品が一致しない場合、部品成績書に不備がある場合等基準を満たすことが確認できなかった場合を含みます。）には、測定試験は不合格となります。

測定試験は、駆動補助比率を含めて、すべて1回の測定により判定します（いわゆる駆動補助比率の調整は行えませんので、事前に済ませておくことを推奨します。）。

なお、同一の日に他の事業者に係る測定試験を行う場合がありますが、測定試験を効率的に行う都合上、測定試験の対象となる駆動補助機付自転車等が他の事業者の目に触れることがあります。他の事業者の目に触れたくない意匠等があるときは、適宜目隠し等の措置を取るようになしてください。

4 測定試験不合格の場合の特例

測定試験の結果が不合格であった場合（型式認定試験の申込を撤回した場合及び測定試験の当日に連絡なく欠席した場合を除きます。）、当該測定試験の日から原則として6ヶ月以内に限り、かつ、1回（複数の項目が不合格であった場合においてもそのすべてについてまとめて1回となります。）に限って再度の測定試験（以下「再測定試験」といいます。）を申し込むことができることとします。申込は、管技協及び車両検双方に対して行ってください。申込に際しては、①から③及び⑩の書類並びに⑦から⑨の書類のうち当該再試験に係る書類の電磁記録による提出（注4）と、不合格であった項目に係る費用を車両検に納入することが必要です（費用の額は不合格を確認した以降速やかに車両検より示します。）。書類の提出又は費用の納入がなされなかった場合は再測定試験の申込は受け付けません。なお、再測定試験の申込を撤回した場合には、型式認定試験は不合格となり、車両検に納入した費用は返還されません。

再度の測定試験は、車両検が日程調整を行った上で指定した日時に行います。優先順位は、新規の申込を含めた申込順となります。その他について

ては「2 車両検における受付」と同じです。

再測定試験の当日には、車両検に対して対象となる駆動補助機付自転車等及び紙により申込に際して提出した書類を提出してください。

再測定試験については、上記を除き「3 測定試験の方法」と同じです。

再測定試験において基準を満たした場合には、測定試験以外の型式認定試験を継続するものとします。

再測定試験も不合格であった場合及び期間内に再測定試験の申込がなかった場合（受け付けられなかった場合を含む。）は、型式認定試験は不合格となります。

注4 注2に記載する電磁的記録による提出方法に準じて提出してください。その際には、各名称の最後に「再」の字を記載してください。

（例：（ファイル名）kangikyo01r ⑨成績書等 a フレーム再

（ホルダー名）株式会社管技協 kangikyo01r 4 成績書等再）

5 合否の判定

型式認定試験の合否は、これまでと同じく、書類審査及び測定試験において基準を満たしている駆動補助機付自転車等について、試験審査委員会において判定します。

試験審査委員会の当日には、試験審査委員会に対して、対象となる駆動補助機付自転車等を提出してください。提出されない場合は、判定が行えないことから型式認定試験は不合格となります。

6 型式認定申請のための書類の提出

合否の判定前になりますが、型式認定試験に合格した場合に行う型式認定申請の準備として、試験審査委員会の3週間前までに、管技協に対して、紙により、型式認定申請書及び①から⑨までの書類を提出してください。

7 経過措置

令和7年4月21日及び22日に車両検に対して測定試験の申込を行い、日程調整を受けられなかった事業者については、従前の方法による測定試験を受けることができます（測定試験を受ける意思の確認等については車両検より連絡します。）。対象となる事業者のうち、令和7年2月にも申込を行っていた事業者を優先します。対象となる事業者は

原則として令和7年10月開催予定の試験審査委員会において審査を行うための測定試験の日程調整を行います。測定試験を行う日数に限りがあることから、対象となる事業者のすべてについて測定試験を行うことができない場合には、令和7年12月開催予定の試験審査委員会において審査を行うための測定試験の日程調整を行う場合があります。

公益財団法人日本交通管理技術協会
(受付等に関する問合せ先 katasiki@tokyo.tmt.or.jp)
一般財団法人日本車両検査協会
(測定試験に関する問合せ先 bicycle-t@jvia.or.jp)